

政令第二百九十八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日）が平成三十年四月一日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日（とする）とする。